

告 示

埼玉県告示第七百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
リブレ川口二番街

埼玉県川口市川口三丁目三百九十番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフケーストホールディングス 代表取締役 新居田滝人

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイイダ 代表取締役 岩崎吉春

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号

（変更後）株式会社コモディイイイダ 代表取締役 飯田武男

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号

ハ 変更年月日

令和四年十月三日外

二 届出年月日

令和五年六月九日

三 縦覧期間

令和五年六月二十日から令和五年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四

意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年六月二十日から令和五年十月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課